

## 令和3年度地方債同意等額（1次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項又は附則第3条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

### 1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (1次協議分) (B)	既届出額 (6月分まで) (A)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(53)	(16)	(69)	(241)
	50,237	11,242	61,479	136,372
東日本 大震災分	(0) 9	(0) 0	(0) 9	(1) 11
総計	(53) 50,246	(16) 11,242	(69) 61,488	(242) 136,383

※ ( ) 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※このほか、下水道事業債において、令和元年度に同意を行った地方債について、資金区分を財政融資資金から民間等資金へ変更する協議の同意を行う。(変更協議額：53.2百万円)

### 2. 今回同意等を行う主な事業債

公共事業等債 (10,069 億円)、下水道事業債 (9,996 億円)、水道事業債 (5,409 億円)、一般事業債 (2,879 億円)、公共施設等適正管理推進事業債 (2,859 億円)

### 3. 今後のスケジュール

- 1次協議分：7月30日に同意等予定
- 個別協議（臨時財政対策債）：8月下旬に同意等予定
- 個別協議（過疎対策事業債）：10月下旬に同意等予定
- 2次協議分：2月中旬に同意等予定

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

(地方債の協議等)

## 第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

## 第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

(地方債の協議の相手方等)

## 第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

## 第 21 条

法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の

起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続)

#### 附則第3条

法第三十三条の五の七第二項の規定により、同項に規定する地方公共団体が同項に規定する地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方債同意等額について(令和3年度 第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
<b>一般会計債</b>	<b>56,050</b>	<b>10,835</b>	<b>29,339</b>	<b>40,175</b>	<b>15,875</b>	<b>71.7%</b>
<b>公共事業等</b>	<b>16,098</b>	<b>3,852</b>	<b>10,069</b>	<b>13,922</b>	<b>2,176</b>	<b>86.5%</b>
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	55	228	283	▲283	-
公営住宅建設事業	1,103	314	773	1,087	16	98.6%
災害復旧事業	1,141	8	694	702	439	61.5%
教育・福祉施設等整備事業	3,319	746	3,737	4,484	▲1,165	135.1%
学校教育施設等	1,223	314	1,360	1,673	▲450	136.8%
社会福祉施設	371	91	275	365	6	98.5%
一般廃棄物処理	639	165	1,583	1,747	▲1,108	273.4%
一般補助施設等	549	77	361	438	111	79.8%
施設(一般財源化分)	537	100	160	259	278	48.3%
<b>一般単独事業</b>	<b>27,724</b>	<b>5,838</b>	<b>13,217</b>	<b>19,055</b>	<b>8,669</b>	<b>68.7%</b>
一般	2,322	3,040	2,879	5,919	▲3,597	254.9%
地域活性化	690	196	486	682	8	98.9%
防災対策	871	125	354	479	392	55.0%
地方道路等	3,221	1,882	1,356	3,237	▲16	100.5%
旧合併特例	6,200	2	2,112	2,114	4,086	34.1%
緊急防災・減災	5,000	281	1,597	1,878	3,122	37.6%
公共施設等適正管理	4,320	221	2,859	3,080	1,240	71.3%
緊急自然災害防止対策	4,000	53	1,227	1,280	2,720	32.0%
緊急浚渫推進事業	1,100	38	348	386	714	35.1%
辺地及び過疎対策事業	5,520	-	468	468	5,052	8.5%
辺地対策	520	-	468	468	52	90.0%
過疎対策	5,000	-	-	-	5,000	-
公共用地先行取得等事業	345	22	152	175	170	50.6%
行政改革推進	700	-	-	-	700	-
調整	100	-	-	-	100	-
<b>公営企業債</b>	<b>24,726</b>	<b>406</b>	<b>20,884</b>	<b>21,290</b>	<b>3,436</b>	<b>86.1%</b>
水道事業	5,258	28	5,409	5,436	▲178	103.4%
工業用水道事業	303	-	330	330	▲27	109.0%
交通事業	1,739	16	959	975	764	56.1%
電気事業・ガス事業	195	-	206	206	▲11	105.9%
港湾整備事業	571	63	415	478	93	83.7%
病院事業・介護サービス事業	3,637	76	2,849	2,925	712	80.4%
市場事業・と畜場事業	375	23	199	221	154	59.0%
地域開発事業	658	32	473	505	153	76.7%
下水道事業	11,934	166	9,996	10,161	1,773	85.1%
観光その他事業	56	4	49	52	4	93.4%
臨時財政対策債	54,796	-	-	-	54,796	-
退職手当債	800	-	-	-	800	-
国の予算等貸付金債	(241)	(16)	(53)	(69)	(172)	(0)
<b>合計</b>	<b>(241)</b>	<b>(16)</b>	<b>(53)</b>	<b>(69)</b>	<b>(172)</b>	<b>28.7%</b>
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
猶予特例債	-	-	1	1	▲1	-
特別減収対策債	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	12	12	▲12	-
<b>総計</b>	<b>(241)</b>	<b>(16)</b>	<b>(53)</b>	<b>(69)</b>	<b>(172)</b>	<b>28.7%</b>
	<b>136,372</b>	<b>11,242</b>	<b>50,237</b>	<b>61,479</b>	<b>74,893</b>	<b>45.1%</b>

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:11億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 学校教育施設等:222億円 一般廃棄物処理:314億円

一般補助施設等:8億円

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	-	9	9	1	89.8%
公営住宅建設事業	7	-	7	7	▲0	104.0%
災害復旧事業	2	-	0	0	2	8.0%
一般補助施設等※※	-	-	1	1	-	-
一般単独事業	1	-	0	0	1	16.7%
公営企業債	1	-	0	0	1	17.2%
水道事業	1	-	0	0	1	17.2%
国の予算等貸付金債	(1)	-	-	-	(1)	-
総計	(1) 11	- -	- 9	- 9	(1) 2	- 83.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(241) 136,372	(16) 11,242	(53) 50,237	(69) 61,479	(172) 74,893	28.7% 45.1%
2 東日本大震災分	(1) 11	(0) 0	(0) 9	(0) 9	(1) 2	- 83.2%
合計	(242) 136,384	(16) 11,242	(53) 50,246	(69) 61,488	(173) 74,896	140.1% 45.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和2年度補正分の本省繰越額を含む。

公共事業等:11億円 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業:187億円 学校教育施設等:222億円 一般廃棄物処理:314億円  
一般補助施設等:8億円